

# シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）に関する 受検資格等の取扱いについて

『シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）』は、令和5年度に新規職種として設置されました。そのため、令和4年度までの『電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）』の合格者（技能士、実技のみ合格又は学科のみ合格の方）について、次のとおり取扱いが変更されていますので、ご注意ください。

## ◆ 技能士（1級、2級又は3級の合格証書の交付を受けている方）

①電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）に合格していても、シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）に合格しているとはみなされません。

②上位級を下位級の技能士合格による実務経験年数の短縮で受検申請する場合、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の下位級合格は、シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）の上位級受検に際して実務経験の年数短縮は該当しません。

③電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の合格者は、D区分申請（実技・学科両方免除の申請）をすることで、同じ等級のシーケンス制御職種（シーケンス制御作業）について技能士合格となり、新たに合格証書が交付されます。

④令和11年度に新設が予定されている特級シーケンス制御職種の受検にあたっては、1級シーケンス制御職種合格後5年の実務経験が必要となります。1級電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）合格後の実務経験では、受検することができません。

【重要】実務経験年数等の起算日は、シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）の合格日〔合格証書に記載の交付年月日〕です。

## ◆ 片側合格（実技のみ合格又は学科のみ合格の方）

①経過措置により、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の片側合格は、シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）の同じ等級を受検申請するときに、当該する試験の免除資格として認められます。

②電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の片側合格が下位級の合格による実務経験年数の短縮による受検資格だった方については、シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）の受検申請にあたり、通算の実務経験年数などにより受検資格要件を満たしているかどうか、確認をお願いします。

- ご不明な点はお問い合わせください。

岩手県職業能力開発協会 技能検定グループ 担当：中村、三上

電話 019-613-4620 Eメール kentei@noukai.com